

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）10:49～11:21
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <提案者>

- 大通 薫 山形県工業戦略技術振興課科学技術政策主幹
- 高橋 健彦 鶴岡市企画部政策企画課長

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「次世代イノベーション都市実証特区」～人口減少社会における“地域”の発展モデル～
- 3 閉会

---

○宇野参事官 それでは、時間も押しておりますが、山形県さんと鶴岡市さん、共同で提案してきております提案につきまして、自治体からヒアリングを開始したいと思います。

座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 今日はわざわざお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○大通主幹 私、山形県庁の工業戦略技術振興課の大通と申します。

隣が鶴岡市政策企画課の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日お持ちいたしました資料につきましては、1枚がカラーの概要版と、昨年8月に提案させていただいた提案書、その際の補足資料と今回追加提案ということでさせていただきますようお願いしております。

時間もあまりありませんので簡単に手短かにさせていただきますようお願いしております。

最初に、カラーの1枚、概要版を御覧いただければと思います。

○宇野参事官 すみません。時間が大体20分程度ということなので、説明は7～8分くらいで簡潔をお願いいたします。

○大通主幹 わかりました。

まず、本地域の特徴ということでございます。背景のところでございますとおり、日本全国でなぜこの場所なのかということでの特徴の部分でございますけれども、豊かな自然文化というのはどこの地域でもあるということでございまして、そのほかに、この地域にある特別なものとしたしましては、知識の源泉、これは慶應義塾大学の先端生命科学研究所、2001年、平成13年にこの地に来ていただいております、その段階から県、鶴岡市、地域の市町村初め支援をしながら、ことしで14年目になろうとしております。その研究所がこの地にあるというのがまず1つ。

そこから、また研究所自体も世界の最先端のバイオ技術の基礎研究を確立しているということで、国際的なメタボロミクス学会、第1回と、第10回、第10回が昨年鶴岡市、第1回も鶴岡市で開催させていただきまして、550名ほどの海外からの学者の方も来ていただいております。世界的にもこういった知識の拠点になっているというのが1つございます。

この基礎研究をもとにしまして、成果を生かす形で地元の企業との共同研究、研究所発のベンチャー企業も3社、今この地で活躍していただいております。

1つがヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社でございまして、こちらは平成25年12月に東証マザーズに上場いたしております。

もう一つが、今回の核となる企業ということでございますが、スパイバー株式会社がございます。こちらのほうも世界で初めてクモ糸の人工合成に成功しまして、今は量産化に向けて着実に進めているという段階でございます。こういった核となるイノベーション企業がある、知識の源泉もあるということで、しっかりとそこを行政も支えているということでございます。もうそれぞれが行政も14年目になっておりますし、毎年、これまで県と鶴岡市を合わせまして136億円、昨年度までで支援してきております。その本気度のあらわれということでもございますけれども、そういう形で本気で取り組んできている状況が今あるということでございます。

本気で取り組んできている中でこういった核となる企業が生まれてきておりますので、その企業を中心として今回その新しい産業を生み出すべく、ちょうどつぼみから今まさに花が開こうとしている段階でございまして、世界の名だたる企業との競争下にありまして、その競争に勝っていくためにはスピードが大事だということでございます。そのスピード

感を持って進めるためには、どうしてもいろんな規制、制度的な課題も出てまいりまして、地域、県、市町村と企業とも最大限努力はしておりますが、なかなか限界もあるということで、その競争に勝っていくために何とかお力添えをお願いできないものかということで今回提案させてもらっているものでございます。

日本全国の中でもこういった要素がそろっている地域はここにしかないのではないかと考えてございます。これを核にして、人口減少社会の中でしっかりと雇用なり交流人口を生み出していけるモデル的なものにできるのではないかと考えているところでございます。

しかも、ここまで単に絵に描いたものではなくて、もう現実にここまでこれまで動いてきている状況がありまして、具体的なビジョン、計画、目標も持って今進めている中でありまして、その目標に向かって突き進もうとしている段階で何とかお力添えをお願いできないものかというような現実的なものでお願いしている、現実的にまともまっているということでお願いしているものでございます。

今回提案しておりますのが企業を集める、人材を集める、資金を集めるということで、3つのポイントで整理しております。企業を集めるということでは、やはりスピード感が非常に最優先ということになってまいりますので、農地、市町村が混在した地域における効率的な行政体制を実現するというので、そういった土地利用調整関係を円滑に進めるといったところの取組、企業が農業分野に参入する際の障壁を考えていただきたいというところ、企業の競争力の強化のための租税特別措置、そういったものをお願いできればと思っております。

2つ目の人材を集めるということでは、やはり次世代のイノベーション都市環境を整えたいということで、今回は保育、幼児教育、放課後児童クラブ、児童館的なものも含めまして一体的に現行である制度の中でいかにインターナショナルスクール的なものがつくれないかということ日々検討しておりますので、こういったものを何とか創設して対応したいと、環境を整えたいということでございます。

資金的なものとしましては、スパイバー社の資金調達というベンチャー企業での調達という一面ももちろんございますけれども、そのほかに都市開発計画での資金調達の面がございまして、そういったものを地域発で、地域のための資金を一般の方から募って、こういった都市を構築したいというような構想もございまして、初めてそういったところもできないものかと今考えているというところでございます。

○八田座長 時間を超過していますので、短めにお願いします。

○大通主幹 今回、追加ということで最後の2枚を見ていただければと思います。こちらは土地利用調整に係る規制改革ということで1点目がございまして、やはり土地利用調整に限らず、建築基準法、消防法、労働法等のいろんな調整が日々出てきておりますので、そういったものを総合的に調整できるような仕組みになると非常に進めやすくなるということ。

保育・幼児教育・放課後児童クラブ一貫・一体型のインターナショナル教育施設の創設ということで、こちらのほうをかなり具体的に今考えているところが出てまいりましたので、こういう新しい子ども・子育て支援新制度ではなかなか対応し切れない部分について、何とか今回の規制緩和で対応していただければ、別途環境が整えやすくなるのではないかとということで考えてございます。

次の3つ目の都市開発に係る資金調達手法ということで、一般の投資家から直接出資を受ける資金調達スキーム、こちらのほうもなかなか規制がありまして一般から集めにくいという部分があるので、そういったところができるような形で今回できないものかということで提案させていただいたものを追加で出させてもらっています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この土地利用関係の規制、これは具体的にはどの法律とどの法律をどういうふうに変えてほしいという御要望ですか。

○大通主幹 こちらにつきましては、具体的には提案書の中にあるのですが、4ページになりますが、6のIのiのところでございます、土地利用調整に係る。

○八田座長 この提案書の何ページですか。

○大通主幹 4ページでございます。中段、6のIのiということで、土地利用調整に係る規制改革ということでございまして、通常、企業のほうで事業拡大等の決定をした段階ですぐ着手できればよろしいのですが、そこから面積にもよりますが、土地利用の農振除外、農地転用、都市計画の開発計画、開発許可、こういった手続をする場合に、通常ですと2～3年かかってしまうということで、その企業の進むスピードに合わせる形ではなかなか現行の制度上では立ち行かないものですから、そういったものの協議をできる限り地元の市町村段階で決定できて、あとは報告なりをすれば済むような形にできないものかという御提案でございます。

○八田座長 これはもう申請はとっくにやっておられるわけですか。

○大通主幹 はい。

○八田座長 何年前ぐらいにやっておられるのですか。

○大通主幹 幸いにも今進めているものにつきましては、地方都市拠点法という法律がございまして、そのエリアの指定を受けているものですから、比較的現行の制度上特例的に進められる面がございまして、今、既にこのコアとなるエリアの部分については、もう農業サイド、土地計画サイドと連携しまして進めているという段階でございます。

ただ、今後、コアエリアの以外の部分になった場合には、その指定を受けていないエリアになりますので、通常のこういった手続を要してしまうという形になります。

○八田座長 地方都市拠点法の範囲を広げるということも一つの手ですね。

○大通主幹 そういう方法もあると思います。

○八田座長 わかりました。あとほかにはありますか。この土地利用関係では、今のが一

番大きいところですか。

○大通主幹 そうですね。やはりスピードを最重要視しているということでございます。

○八田座長 わかりました。そうすると、それ以外は、インターナショナル教育というのも学校の場合には、普通、インターナショナルスクールは各種学校なのですけれども、それでやることをお考えですか。

○大通主幹 各種学校でもし認可になったとしても、私立学校振興助成法とはリンクしていないものですから、助成的な面での効果はないということがありまして、そこはあくまでもこのスクールについては、インターナショナルスクールとしての外国籍の子弟を受け入れるという面と、地域のグローバル人材の育成として地域にも開放するという面を併せ持つような施設ということで今考えておるものです。

○八田座長 普通の公立学校としてやるということですか。

○大通主幹 公立学校というよりは、今回民間でやろうとしているのは放課後児童クラブで、インターナショナルスクール的な内容を盛り込んで、公立学校と連携してやる方法を模索したいということです。

○八田座長 公立学校に来て、あと放課後にそこに行くと。では、日本語の授業を受けるということですね。

○大通主幹 ですから、両方できるようにするということです。

○八田座長 夜はね。わかりました。

○大通主幹 今までにない新しいやり方でやりたいと考えています。

○八田座長 そこに関する規制でも、夕方の学校に関しては、規制はあるのですか。

○大通主幹 規制的なものというよりは、むしろ低廉な利用料金でないとなかなか対応できないということです。

○八田座長 わかりました。

○原委員 イコールフットィングの部分ですね。

○八田座長 でも、昼の学校は普通の公立学校なのでしょう。そして、午後にやる科目について、そのの言ってみれば私立学校的な、各種学校的なサービスをつくりたいと。

○大通主幹 そうです。

○原委員 学校法人並みにできればいいということでございますか。

○大通主幹 そこは段階的に充実していきたいということで、最初はまずは慶應先端研、ベンチャー企業等があって、その研究人材が多数この地にいるものですから、その研究人材の方に御協力をいただいて、例えば授業を持ってもらって国際的な授業もやるなど。

○八田座長 それは昼の公立学校ですか。

○大通主幹 夜、夕方です。

○八田座長 では、補習校ですね。日本人が外国に行ったら、みんな土曜日は日本語の補習校に行きますけれども、それですね。

○大通主幹 そういう意味合いです。

○八田座長 海外の補習校は、基本的には父兄がやっているのですが、文部省も金を出しています。しかし、ここでは日本人補習校と違って、子供達の母国に予算を出してもらうのではなくて、日本の支部省に出してくれという話ですね。

○大通主幹 あと、小学校就学前の小さいお子さんをお持ちの方も若い人材が非常に多いものですから、今のところですと事業所内保育ということで考えてはいるのですが、その場合に、通常の保育所への給付金とは全然違う状況があったり、0～2歳児までしか給付がない。3歳以降は一般の保育所に行かなければいけないという制度設計になっているものですから、国際的なインターナショナルスクール的な保育、幼児教育の部分については、非常に規制といいますか、制度上の制約が出てくると思います。

○八田座長 ということは、保育士さん100%というのはできないからということですか。英語を使うから、保育士さん以外の人を入れなければいけないからということですか。

○大通主幹 そういう受け入れられるような体制もとった上でやれる事業所内保育所をつくるということで、まず、現行の制度上の支給が0～5歳までのものが得られないということと、その体制を整える際に非常に費用がかかるので、その給付が受けられるようにできないものかということです。

○高橋課長 今の段階だと0～2歳までと3歳以上からが切れてしまうのです。今目指しておるのはインターナショナルの面もございませうけれども、こういった次世代を担う有能な人間教育、そういったビジョンを持って、一連の教育を6歳までもやっていきたいというのが今我々のビジョンということなのです。なので、そういった一貫した人材教育ができるフィールドのための制度をお願いしたいと思います。

○八田座長 それと、インターナショナルとどういう関係なのですか。

○高橋課長 インターナショナルと、あとは有能な人間教育も含めた。

○八田座長 では、インターナショナルと関係なく保育所を3歳で切れないようにしてもらいたいということですか。これは全国の問題ですね。しかし、1、2歳と3歳以上では費用が丸つきり違いますね。

○高橋課長 おっしゃるとおりです。

○八田座長 保育士さんの数も要求される。それで区別しているのだと思います。

○高橋課長 おっしゃるとおりかとは思いますが。

○八田座長 そこはインターナショナルとは別な話なのですね。

○高橋課長 できれば、インターナショナルと人材教育を一体的にやりたいということではあるのですが、

○八田座長 普通、インターナショナルだと日本人の保育士さん以外の保育士さんを入れなければいけないから、そこで資格の問題を大きくやるということが問題なのですから、おたくの場合、全部日本人の保育士さんでやるということですね。

○高橋課長 はい。

○八田座長 そうすると、何がインターナショナルなのでしょう。

○大通主幹 教育内容的なものについては研究人材もおりますので、そういう人材の協力も得ながら、インターナショナル的な教育も盛り込んでいくということになるかと思えます。

○阿曾沼委員 事業主体が誰かによって一貫教育などは普通にでもできるのではないですか。

○高橋課長 そういった意味では、株式会社による公民連携と申しますか、そういった新しいスキームも含めた、場合によっては株式会社が夜の部分を運営するということまで。

○八田座長 保育所とはまた別の話ですか。

○阿曾沼委員 今は5歳までということですから。

○八田座長 夜のは学校の話でしょう。今は保育所の話でしょう。

○高橋課長 ごめんなさい。6歳までの幼児教育の部分でも株式会社による運営も含めて考えていきたいと思えます。

○八田座長 それに関しては、株式会社は日本中やっています。今、阿曾沼先生がおっしゃったように、同じ会社がやっているということもあると思えますけれども、特にインターナショナルとの関係がもう一つよくわからない。

○大通主幹 スパイバー社が今後事業拡大する計画がありまして、従業員が増えることによって保育需要も一気に増えてしまう。その部分を民間主導での事業所内保育でカバーできるように持っていききたいというのが1つと、外国籍の子どももいらっしゃるので、その外国籍の子どもも一貫して受け入れられるようなものにしたいという、その2つです。

○八田座長 そこが何をどういう規制を変えてもらいたいのかかわからないのです。外国人を入れるために何を変えるのかよくわかりません。

○大通主幹 外国人の方については、こちらのほうの事業所内保育所に入った場合に、0～2歳でそこで切れてしまうわけです。一般の保育所に移らなければいけない。こちらのほうの事業所内保育所で国際的なグローバルな教育をするのですが、それが3歳になった時点で、今の制度上ですとほかの一般の保育園に移らなければいけなくなるものですから、そこで切れてしまうということです。

○八田座長 インターナショナルというよりは、全国の事業所内保育の問題ですね。

○大通主幹 通常ですと、市町村等が対応しなければならないのですけれども、そこまで対応のスピードが追いつかないものですから、そこは事業所、民間の活力もうまく連携する形で、事業所内保育というものを活用してうまく新しい仕組みができないかと考えています。

○阿曾沼委員 あと事業所内保育の事業主体と一般の事業主体が、株式会社ができるようにしろと言えば、これは一体で株式会社が事業所内保育もできれば今の問題は解決するのではないですか。既存のベースで考えれば。

○大通主幹 一般の事業所内保育所を株式会社でやっているものは当然ありますが、制度

上の給付金が全然違うのです。負担が非常にぐっと上がってしまうということで、若い人材を確保するためには、負担の問題が非常に大きいものですから、そこは通常の保育所と同じレベルで民間の力も借りながら対応できればと思っています。

○八田座長 クロネコヤマトでは事業所の中にある3歳児以上の保育所をポピンズに経営してもらっています。日本最先端のいい保育所ですが、地域の人も入れている。そういうのはすでにあります。補助金が欲しいということですね。

○大通主幹 欲しいというより、若い人材を集めるために必要ということですよ。

○八田座長 クロネコヤマトはそうやって実際にやっているのです。

ということで、規制改革の項目がもう一つ、本当にこれはわざわざ特区でやるほど強力なものなのかなというのがあって、新しい企業をつくるのだから、財政的にうちも支援しているから、国も支援してちょうだいよと聞こえるのです。それが日本全体の規制改革の先端をやろうという特区のすべきことかなという気がします。

○大通主幹 イノベーション企業を核とした地方の発展モデルとして、スピードを最重要視して産業化を進め、人材を集める、そのためにはどうしても地方では限界があるということですよ。

○八田座長 時間が20分超過しているのですけれども、何かありますか。

○宇野参事官 それでは、提案の部分につきまして、各省との調整関係。

○事務局 それでは、手短かに御説明をさせていただきたいと思っております。

農業振興地域の制度でございます。線引きの問題かと思っております。農林水産省と今協議をさせていただいておりますが、やはり国及び都道府県の確保すべき農用地の面積の目標と地域の目標、それと市町村の面積の目標との整合性を図らなければいけないということで、都道府県は協議が必要ですよということで極めて厳しい回答を得ております。ただ、私どもとしては、特区としての対応として何かできないかということで引き続き協議はしてまいりたいと思っております。

農地転用の問題がございます。これは地方分権の中で議論がされてございまして、近々何らかの方向性が示されるのではないかと考えておりますので、それをまた踏まえつつ協議を継続したいと思っております。

引き続き農林省関係で少し飛びますが、もう一点、新しい事業体としての農業生産法人の問題がございます。これは今国会で役員要件、構成員要件を緩和するという法案が提出される見込みとなっておりますので、一つ前進ということがございます。

以上でございます。

○宇野参事官 国交省関係でございますが、区域区分の権限を都道府県から市町村に落としてほしいということにつきましては、回答としては、都市計画区域の指定主体は都道府県であるということと、公益的な観点から定める必要があるということで対応できないという回答でございますが、鶴岡市の場合などでは、市のエリアと都市計画区域で一致しているというような場合に、区域区分の権限をどうするのかというあたりを詰めていきたい



と思っております。

次のページにいきまして、開発許可権限を区域会議へ移譲してほしいということにつきましては特区法の中で既に措置されておりました、区域計画に書き込んで総理大臣の認定を受ければ開発許可とみなすという規定になっておりますので、区域会議のほうで決めることができるとなっております。

国交省関係、1つめくっていただきまして、不動産特定共同事業の関係が2点ございます。これは省令で3期の決算の資料を出せとなっているものですから、新設の法人が事業の許可を受けられないのではないかと御懸念でございましたが、これはそれを妨げるものではないと。省令上問題があるならば、その改正も含めて改めて検討するという回答をいただいております。

不動産特定共同事業の広告、要は建築確認を受けないとできない。そういう規定があるのですが、そうすると、用地の取得のところにそういった集めたお金を当てることができない、問題があるという問題意識なのですけれども、そのために、広告の時期を前倒ししてほしいということがございますが、広告と現実にできたものにもしも差があると、ある意味だましたというか、不作為を生んでしまうということになって、投資家保護の観点からなかなか難しいと言われております。これは広告の表示どおりに物ができるということはどう担保するのかということをご提案者のほうと調整して、また再度調整をしていきたいと思っております。

○八田座長 では、ここまでにさせていただきます。

次は、事務局のは飛ばして鳥取県ということにさせていただきます。

○宇野参事官 資料のほうはどれもこれも非公表というクレジットが入っておりますが、これは公表しないという扱いにしてほしいという御理解でよろしいでしょうか。

○大通主幹 企業情報が入っているものですから、非公表としていただければと思います。

○八田座長 やりとり自体は公開しても、企業情報関連は非公開にします。

○大通主幹 やりとりについても企業のほうと確認する必要があると思いますから。

○八田座長 では、後で議事録をつくって削除する部分というのはできますから。

どうもありがとうございました。企業のクレームが来て削除するところがあったら、それを教えてください。